

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市一ノ谷池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）高樋地区）を行うことについて平成26年9月18日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において平成26年10月9日から同月29日まで縦覧に供する。

平成26年10月3日

香川県知事 浜 田 恵 造